



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
10月 2 日(金)
第742号

目 次

告 示

○指定納付受託者の指定	675
○解除予定保安林	675
○道路の区域の変更	676

公 告

○地域森林計画の案の縦覧等	677
○地域森林計画の変更の案の縦覧等	677
○基本測量の実施	678
○公共測量の実施	678
○公共測量の終了	678
○都市計画決定図書の写しの縦覧	678
○同	679
○同	679
○都市計画変更図書の写しの縦覧	679
○同	679

告 示

栃木県告示第466号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年10月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 指定納付受託者の主たる事務所の所在地

東京都港区海岸一丁目7番1号

(2) 指定納付受託者の名称

S B ペイメントサービス株式会社

(3) 指定をした日

令和 8 (2026) 年10月 1 日

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

ふるさと“とちぎ”応援寄附金

3 指定期間

令和 8 (2026) 年10月 1 日から令和 9 (2027) 年 3 月31日まで

(人口未来課)

栃木県告示第467号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年10月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市入粟野字横根1508（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林整備課）

栃木県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 （2026） 年10月 2 日から同年11月 2 日まで一般の縦覧に供する。
令和 8 （2026） 年10月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道
路 線 名 主要地方道 鹿沼足尾線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
15	前	鹿沼市久野字中坪800-10から 鹿沼市久野字中坪762- 1 まで	13.5 ～ 16.0	94.6	
	後	鹿沼市久野字中坪800-10から 鹿沼市久野字中坪762- 1 まで	14.1 ～ 17.0	94.6	

II

道路の種類 県道
路 線 名 主要地方道 鹿沼足尾線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
15	前	鹿沼市上粕尾字臺637- 4 から 鹿沼市上粕尾字新川636- 4 まで	10.1 ～ 20.2	60.4	
	後	鹿沼市上粕尾字臺637- 4 から 鹿沼市上粕尾字新川636- 4 まで	19.0 ～ 23.0	60.4	

III

道路の種類 県道
路 線 名 主要地方道 宇都宮真岡線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前 A	宇都宮市下栗町2313- 1 から 宇都宮市下栗町2297- 1 まで	7.5 ～ 27.0	733.5	

317	前 B	宇都宮市石井町3405- 1 から 宇都宮市石井町3373- 1 まで	25.0 ～ 31.1	691.7	
	後	宇都宮市石井町3405- 1 から 宇都宮市石井町3373- 1 まで	25.0 ～ 31.1	691.7	

(道路保全課)

公 告

○地域森林計画の案の縦覧等

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を、栃木県環境森林部森林整備課及び所轄の環境森林事務所において、令和8（2026）年10月2日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

なお、同条第2項の規定により、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和8（2026）年10月2日

栃木県知事 福 田 富 一

森林計画区 の 名 称	計 画 期 間	計 画 対 象 区 域	所轄の環境森林事務所 又は森林管理事務所
渡 良 瀬 川	令和9（2027）年4月1日から 令和19（2037）年3月31日まで	鹿沼市の区域	県西環境森林事務所
		足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町及び野木町の区域	県南環境森林事務所

○地域森林計画の変更の案の縦覧等

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更の案を、栃木県環境森林部森林整備課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において、令和8（2026）年10月2日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

なお、同条第2項の規定により、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和8（2026）年10月2日

栃木県知事 福 田 富 一

森林計画区 の 名 称	計 画 期 間	計 画 対 象 区 域	所轄の環境森林事務所 又は森林管理事務所
鬼 怒 川	令和6（2024）年4月1日から 令和16（2034）年3月31日まで	日光市の区域	県西環境森林事務所
		宇都宮市、真岡市、上三川町、益子町、市貝町及び芳賀町の区域	県東環境森林事務所
		高根沢町の区域	矢板森林管理事務所
那 珂 川	令和8（2026）年4月1日から 令和18（2036）年3月31日まで	茂木町の区域	県東環境森林事務所
		大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町及び那珂川町の区域	県北環境森林事務所
		矢板市、さくら市及び塩谷町の区域	矢板森林管理事務所

(森林整備課)

○基本測量の実施

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8（2026）年 10 月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業地域
益子町
- 3 作業期間
令和 8（2026）年 9 月 28 日から同年 12 月 28 日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8（2026）年 10 月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（UAV レーザー測量、基本調査点座標値の算出）
- 2 作業地域
茂木町の一部
- 3 作業期間
令和 8（2026）年 9 月 7 日から令和 9（2027）年 1 月 29 日まで

○公共測量の終了

令和 8（2026）年 5 月 1 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、さくら市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8（2026）年 10 月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量
新規測量 地図情報レベル 2500 0.44km²
修正測量 地図情報レベル 2500 62.95km²
- 2 作業地域
さくら市全域
- 3 作業期間
令和 8（2026）年 4 月 13 日から同年 8 月 31 日まで

(監理課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により令和 8（2026）年 8 月 19 日に決定した、宇都宮都市計画第一種市街地再開発事業の関係図書の写しを同法第 20 条第 2 項の規定により、栃木県

県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年10月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第 1 項の規定により令和 8 (2026) 年 8 月19日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（中岡本町フォレストタウン地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第 2 項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年10月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第 1 項の規定により令和 8 (2026) 年 8 月19日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（みどりの杜氷室地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第 2 項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年10月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により令和 8 (2026) 年 8 月19日に変更した、宇都宮都市計画高度利用地区の関係図書の写しを同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年10月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により令和 8 (2026) 年 8 月19日に変更した、宇都宮都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年10月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一
(都市政策課)